

城の受け取りと武家の財

近世の城、その構成要素

佐藤宏之

Seizure of Castles and Assets of Samurai Families : Castles in the Early-Modern Times and Their Component Parts
SATO Hiroyuki

はじめに

- ① 武家の財をめぐる動き
- ② 元和三年津和野城受け取りと武家の財
おわりに

【論文要旨】

元和四年（一六一八）四月九日、幕府は大名改易後の居城の収公にさいし、城付武具はそのまま城に残し置くことの方針を定めた。さらに、軍事目的のために備蓄した城米も引き継ぎの一環として、備蓄の有無と備蓄方針の確認を求めた。

本稿は、国立歴史民俗博物館所蔵の石見亀井家文書のなかにある、元和三年の津和野城受け取りに関する史料を素材に、城受け取りのさいに引き継ぎの対象となる財（モノ）に着目する。

城受け取りのさいには、城内諸道具の目録が作成され、それに基づいて引き継ぎが行われる。その目録化の過程において、武家の財は公有の財と私財とに峻別される。

公有の財とは城付の武具・道具や城米であり、大名自身の私有物ではなく、幕府から与えられたモノといえる。すなわち、その帰属権が最終的に將軍に収斂していくものである。一方、私財とは大名や家臣の武具・家財や雑道具などであり、その処分は個々人の裁量に任せられたモノといえる。

こうした動向の契機となったのが、天正一八年四月二九日に真田昌幸宛てに出した

豊臣秀吉の朱印状ではないかという仮説を提示する。秀吉は、降伏した城々は兵糧・鉄砲・玉薬・武具を備えたままで受け取るという戦闘力を具備した城郭の接収確保を指示し、接収直後に破城とするのではなく、無抵抗で明け渡す城の力（兵糧・鉄砲・玉薬・武具）を温存した。秀吉は、その後の奥羽仕置を貫徹するなかで、諸国の城々は秀吉の城という実態と観念を形成していったのである。

こうした城付の武具や城米を目録化することによって把握することは、城の力を把握することでもあった。したがって、近世の城の構成要素は、城付の武具と城米であったということができよう。

このような城付の武具と城米を把握・管理した江戸幕府は、国家権力を各大名に分有させ、それを背景とした統治業務の分業化を行いつつも、幕府の国家的支配の体系のなかに編成していったと考えられる。

【キーワード】津和野城、城受け取り、武家の財、城付、石見亀井家文書